

包括外部監査指摘事項等措置状況報告

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-1	区分	意見
項 目	随意契約の多さ				報告書 ページ 47
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意見内容	情報システムの業務委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約が多い。随意契約ガイドラインに沿ったものであっても、特命随意契約の具体性をできるかぎり説明させるべきである。また、複数年同一事業者との契約については、実績と見積の差異を検討し、差異が大きい場合には精算処理を行うべきであるとともに、その旨の契約条項を整備すべきである。運用保守契約についても調達・開発に関して契約を行った業者への委託がみられるが、事業内容の標準化・共通化などにより、競争性が生じていないか確認するなど漫然と契約を継続することがないように留意すべきである。また、ライフサイクルコストの削減方法として、開発と運用・保守の分離調達も検討されるべきである。				
措置内容	システムの導入等に当たっては、担当課とデジタル推進課との事前協議により、導入するシステムの仕様やコスト、運用方法、契約方式等について検討を行うとともに、他のシステムとの機能重複がないか、その他利用環境など導入に当たっての整合性等を確認し、合理的な業務委託を進め、随意契約の場合はその具体的理由を明確にする。加えて、複数年同一事業者との契約や、運用保守の契約については、品質や機能、安全性、コスト、社会状況の変化などを考慮した上で、契約の適正性と効果的な運用・保守業務を確保していく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-2	区分	意見
項目	甲府市情報システム管理委員会（PMO）について			報告書 ページ	49
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意見内容	PMOには設置要綱上事業の進行監理・モニタリング監理及び評価の役割があるが、情報システムに関する事業の進行監理を実施し、情報システムの状況を定期的に審議し、事業の目標・目的との適合性を確認することは実際には行われていない。未来ビジョンによって進行する情報システムの進行監理のほか、個別システムの「PDCA」のためにも、既存の情報システムの有効性を評価し、改善する点があれば改善点を示す役割を担うべきである。そのために部会の設置も検討されるべきである。				
措置内容	情報システムの最適化にあたっては、新規導入や契約更新の際、システムの所管課とデジタル推進課において審査・評価を行い、これをPMOに報告するものとし、有効性や改善点などについて協議する。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-3	区分	指 摘
項 目	評価フェーズの実効化				報告書 ページ51
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	ＩＣＴの企画から評価までのフェーズ毎に必要な事項を定めた「ＩＣＴライフサイクルガイドライン」によれば、担当課はシステムの更改・廃止に関わらず評価結果を記載した報告書（システム評価報告書）をデジタル推進課に提出することが規定されている。しかしながらシステム評価報告書の提出が行われていない。ＰＭＯの定期的な情報システムの状況の審議の実効化のためにも励行されるべきである。				
措 置 内 容	ICTライフサイクルガイドラインの更新と併せて評価報告についても見直しを行っていくが、項目2-2の開催に合わせて、全体の見直しに先んじて評価フェーズの実効化を推進する。システム所管課から定期的に報告を受ける中で情報システムの適切な管理を行い、PMOを開催して評価を行う。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-4	区分	指 摘
項 目	甲府市情報セキュリティ対策基準の改定				報告書 ページ51
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	令和４年度の内部監査の結果、情報資産台帳の整備がなされていないことが指摘されていた。この点、甲府市情報セキュリティ対策基準にも「情報資産台帳の整備」の規定を設け、管理責任を明確化すべきである。				
措 置 内 容	総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和6年中に改定予定となっており、その改正内容を踏まえ本市の情報セキュリティポリシーについても改定を行うこととしており、当該指摘内容について改定時に規定の記載を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-5	区分	意 見
項 目	内部監査結果の実効化				報告書 ページ52
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意 見 内 容	内部監査の指摘事項が複数年度継続している事項が存在する（例えば、パスワードの定期的な変更）。内部監査の指摘事項は、内部監査の実施報告書により各部局へ周知されているが、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者である各課長が指摘事項と同様の事態が発生していないかの確認まで行っていないことが推測される。内部監査の指摘事項の実効化のためにも自己点検報告の制度化などの工夫を行うべきである。				
措 置 内 容	内部監査の指摘事項については、令和6年度から実施していく情報システム所管課に対する情報システムの委託に関するセキュリティ自己点検において、点検項目として追加する。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-6	区分	指 摘
項 目	甲府市情報システム管理規程の業務委託契約書の記載事項改定				報告書 ページ53
措置状況	現状維持	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	「甲府市情報システム管理規程」第23条第2項については、「甲府市情報セキュリティ対策基準」の業務委託契約項目に内容を合わせるよう改定すべきである。さらに、同規程第23条2項7号には「個人情報の保護に関すること」を契約上定めることが求められているが、この点については、個人情報保護委員会事務局が発行する「個人情報の保護に関する事務対応ガイド」（令和4年10月一部改正）の（別添）「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」に沿った内容を補足すべきである。				
措 置 内 容	「甲府市情報システム管理規程」第27条において、「情報セキュリティに係る措置については、甲府市情報安全対策指針(情報セキュリティポリシー)により行うものとする。」としており、「甲府市セキュリティ対策基準」に基づき対応することとしているため、規程は改定せず、引き続き情報セキュリティポリシーの改定に準ずることとする。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-7	区分	指 摘
項 目	甲府市 I C T ライフサイクルガイドラインの改定			報告書 ページ	55
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	甲府市 I C T ライフサイクルガイドラインの見直しについては、本ガイドラインに基づき実施した情報システムマネジメントの P D C A サイクル（計画・実行・評価・改善）によって得られた成果や、情報システムに係る新技術等の環境変化を、随時反映し、継続的改善を図っていくものとするが、現在の適用されるガイドラインは、平成30年2月及び3月に制定されたものである。現在までの間に民法や個人情報保護法の改正が行われたほか、庁内規則も改正されている。これら改正内容を反映したアップデートが必要である。				
措 置 内 容	ICTライフサイクルガイドラインの見直しと更新について、関連する規則や担当課との協議を行いアップデートの実施に向けて取り組む。また、定期的なアップデートを推進するための方針等についても検討をしていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	2-8	区分	意 見
項 目	個人情報の保護に関する法律に基づく対応の必要性			報告書 ページ	56
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意 見 内 容	「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」に別添とされる「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」の管理体制に記された、統括保護管理者、保護管理者、保護担当者、監査責任者、管理委員会の体制整備はすでになされているが、個人情報保護との関係からも、情報資産台帳の作成を「甲府市情報セキュリティ対策基準」に明文化し、いかなる情報が情報システムに保有され、期間を含めどのように管理されているかを明瞭化することの意義が重要になってくると考えられる。				
措 置 内 容	2-4に記載のとおり、令和6年度の甲府市情報セキュリティポリシーの改定において情報資産台帳の作成について記載する方針である。また、情報システムの業務委託に関して自己点検を行う中で、情報資産台帳の作成についても保存期間も含めて情報システム所管課へ作成を依頼する方針である。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-1 ①	区分	意 見
項 目	防災行政用無線（移動系）設備システム 随意契約の内容の検討の必要性			報告書 ページ	63イ
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意 見 内 容	陸上移動局設備のうち携帯型無線装置用蓄電池の交換などは随意契約の理由からすれば疑問なしとしはしない。もちろん電池交換のみを別契約にすることは困難であろうから、見積りにおいてより対価低減を求めることも必要と思われる。				
措 置 内 容	電池交換を行うことを含めて設備の維持ができていることから、現行の契約は本来の保守を目的とした委託契約となっているものと考えている。引き続き、価格の経済性、履行の確実性の視点を踏まえた設計書の作成に努めていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-1 ②	区分	意 見
項 目	防災行政用無線（移動系）設備システム 部品交換への対応の必要性			報告書 ページ	63ウ
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意 見 内 容	引き続き同一業者に運用保守を任せるのであれば、仕様書などに部品交換の対応年数を記載して、契約書上も部品交換に対して明確化しておくべきものとする。				
措 置 内 容	設備の運用開始から既に10年が経過していることを踏まえ、設備の現状を確認する中で、引き続き適正な仕様書の作成に努めていくこととした。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-1 ③	区分	意見
項目	防災行政用無線（移動系）設備システム 対価低減の検討			報告書 ページ	63エ
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意見内容	今後の本システムの運用保守契約においては、「報告書作成費」の計上が必要かどうかの検討を行い、電池交換費用への対応も含めて、対価低減できるかどうかの検討を行うべきである。				
措置内容	設計書については、「報告書作成費」を含めた全ての計上項目について、毎年度、適正な積算に基づき作成してきたところであり、今後も同様の手法により費用の低減に努めていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-1 ④	区分	指 摘
項 目	防災行政用無線（移動系）設備システム 契約文書の保存期間			報告書 ページ	63オ
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
指 摘 内 容	本システムを導入した際の機器等の設計書が含まれる平成23年締結の本システム導入契約書については、保存年限が10年であるが、事業継続のため10年を超えた保存継続の対応がなされている。しかしながら、文書管理規程の手続（甲府市文書取扱規程第41条第4項）が履践されていないので、規程に沿った保存年限の延長手続をおこなうべきである。				
措 置 内 容	令和5年度に文書保存年限の延長手続きを行った。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-1 ⑤	区分	意 見
項 目	防災行政用無線（移動系）設備システム 甲府市総合防災情報システムとの連携			報告書 ページ	64④
措置状況	取組中	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意 見 内 容	3つの防災に関する情報システム（本システム、防災行政用無線同報系、総合防災情報システム）は、災害という緊急事態に的確に対応するために、それぞれが機能を補うものと評価できる。この点、例えば、防災無線の音声情報が自動的に総合防災情報システム内の文字情報として流すことができるなど、システム間の自動連携が今後の開発課題と思われる。				
措 置 内 容	総合防災情報システムの運用については、広域的な県の防災システムとの連携もあるため、山梨県にも情報提供する中で、システム間の自動連携が可能かどうか、今後協議を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-2 ①	区分	意見
項目	防災行政用無線同報系管理システム 随意契約の検討の必要性			報告書 ページ	66イ
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意見内容	本システムの運用開始から10年が経過したことから、これを契機に再度点検項目との関係で同一業者に継続的に随意契約が必要か否かについて検討することも必要と考えられる。				
措置内容	他業者に点検等の保守が可能かどうか調査を行ったが、本システムの配電図は調達業者でないと所持しておらず、他業者では完全に点検等が行えないため、継続的に随意契約が必要である。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-2 ②	区分	意 見	
項 目	防災行政用無線同報系管理システム 部品交換への対応の必要性				報告書 ページ	66ウ
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課			
意 見 内 容	引き続き同一業者に運用保守を任せるのであれば、仕様書などに部品交換の対応年数を記載して、契約書上も部品交換に対して明確化しておくべきものとする。					
措 置 内 容	設備の運用開始から既に10年が経過していることを踏まえ、設備の現状を確認する中で、引き続き適正な仕様書の作成に努めていくこととした。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-2 ③	区分	指 摘
項 目	防災行政用無線同報系管理システム 契約文書の保存期間				報告書 ページ 66エ
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
指 摘 内 容	本システムを導入した際の機器等の設計書が含まれる平成23年締結の本システム導入契約書については、保存年限が10年であるが、事業継続のため10年を超えた保存継続の対応がなされている。しかしながら、文書管理規程の手続（甲府市文書取扱規程第41条第4項）が履践されていないので、規程に沿った保存年限の延長手続をおこなうべきである。				
措 置 内 容	令和5年度に文書保存年限の延長手続きを行った。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-2 ④	区分	指 摘
項 目	防災行政用無線同報系管理システム 保守管理の対象の検討見直し				報告書 ページ 67オ
措置状況	取組中	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
指 摘 内 容	修理の必要がなく、装置そのものの使用価値がないのであれば、同装置を保守管理の対象から除外すべきである。それ自体が毎年の仕様書上保守管理の対象装置に上がっていることから、改善が必要である。				
措 置 内 容	地域を含め装置の必要性について協議を行っている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-2 ⑤	区分	意 見	
項 目	防災行政用無線同報系管理システム 耐震性等の点検				報告書 ページ	67③
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課			
意 見 内 容	災害時に設備が使用できないことのないよう耐震性等の点検はあらかじめ設置からの期間（例えば〇年後など）を決めて今後行うべきである。					
措 置 内 容	設計時に設備の耐震性を確認した上で設置していることから、一律で何年後の点検とするのではなく、今後も状況に応じた適正な点検を継続していくこととした。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-2 ⑥	区分	意見
項 目	防災行政用無線同報系管理システム 甲府市総合防災情報システムとの関係の検討				報告書 ページ 67④
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意見内容	総合防災情報システムが稼働しており、スマートフォンやパソコンから情報を取得することができるが、スマートフォンを利用しない市民の方もいる。今後は、利用者となる市民からの声も聴取し、2つのシステムのそれぞれの情報提供機能の役割分担についての検討も必要である。				
措置内容	情報提供については、2つのシステム以外にもテレビのデータ放送や甲府市防災防犯メールマガジン等、情報取得手段の多重化に努めているところであり、様々な立場・状況で利用する市民がいることを踏まえ、引き続き様々な手段を活用していく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-3 ①	区分	意見
項 目	基幹業務系システム 個々のコストが不明であること				報告書 ページ 68
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意見内容	個々のシステム構築やシステム管理に関するコストが分かりづらいため、個別にどれだけの経費削減につながっているか、算定が出来ないことが短所といえる。本システムについては10年毎の更新が予定されているが、運用期間における対価の見直しの協議が令和5年度及び令和8年度に行われることになっている。また、提供されたサービスを定期的にモニタリングし、品質を検査し、予定した品質・機能等が満たされなかった場合にはサービス対価を減額することや改善注意・改善勧告もなされ、業務改善を行っている。個々のコストが分かりづらいため、上記の協議やモニタリングが適切に行われること、及びその検証を10年間経過時の更新時に求める。				
措置内容	第二次こうふD o 計画を検証し本市にとってより適正な制度を定め仕様や要件定義の策定に努め、また定期的に協議及びモニタリングを検証し改善に向けた措置を講じる。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-3 ②	区分	意見
項 目	基幹業務系システム 地方公共団体情報システムの標準化			報告書 ページ	69
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意見内容	第2次DO計画に基づく契約関係についての令和10年度末までの開発費及び運用費の毎年度の繰り延べの支払に加えて、地方公共団体情報システムの標準化・共通化により新たに締結される20業務に関する契約に基づく支払が発生する。従来の契約と新契約とのつながりをどうするかなどの協議は今後なされる予定とのことであるが、標準化・共通化とならない44業務の運用費の削減を含め、20業務に関する追加費用の他の自治体の契約費用を参考にした適正化など、契約関係の十分な検討が望まれる。				
措置内容	国の推進する自治体システム標準化について、国が期限と定める令和7年度末の移行を目指し、現在取り組んでいるところである。 国の動向や他都市の状況等を注視し経費の削減に努める。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-4 ①	区分	意見
項目	国民健康保険・滞納管理システム R P A等の自動化作業の検討			報告書 ページ	72
措置状況	現状維持	所管部課	保健衛生部健康保険課 総務部人材マネジメント課		
意見内容	国保に関する情報のシステムへの入力は手入力が占め、毎月数百件の作業となり、多くの人手を要しているのが実情である。現状は、R P AやA I－O C Rなどの自動化技術について、費用面などの制約もあり導入されていない。しかし、自動化技術の導入によって作業時間の短縮、コストの削減が期待できることから、まずは代替可能な作業の洗い出し、費用対効果の検証などを行うことが望ましい（2－9 複数システムに共通）。				
措置内容	国保に関するシステム入力処理における自動化技術の導入について検討を行い、被保険者に係る資格取得・喪失の届出については、窓口で聞き取りや関係書類等の確認を行いながらシステム入力を行うものであること、また、給付に係る申請については、医療機関ごとに申請書類の体裁が異なるとともに、添付書類の量が多いことから、R P AやA I－O C Rなどの自動化入力技術の導入には適さないと判断した。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-4 ②	区分	意見
項 目	国民健康保険・滞納管理システム U S B の外部持出の管理方法				報告書 ページ 73
措置状況	措置済み	所管部課	保健衛生部健康保険課 総務部デジタル推進課		
意見内容	金融機関に滞納者の情報をU S B メモリによって提供しており、U S B メモリの外部持出作業について、本来は登録U S B メモリ等取扱要領の第4号様式に従って管理しなければならないが、従前より独自の管理簿にて管理している状況であった（令和5年4月以降は、第4号様式に従って管理するように改めた）。実際の運用として、第4号様式に比べて独自の管理簿には返納予定日やデータ消去の有無の記載がなく、管理内容が不足している部分もあったことから、情報漏えい事故等の発生を防止する目的に鑑み、U S B メモリを取り扱う部署に対して当該取扱要領の周知徹底が望まれる（2－9 複数システムに共通）。				
措置内容	健康保険課における当該U S B メモリの外部持出作業については、令和5年4月以降、登録U S B メモリ等取扱要領の第4号様式に従った管理を行っており、情報漏えい事故等の発生防止を図っている。また、U S B メモリ等を取り扱う部署に対するセキュリティ対策については、デジタル推進課より、情報セキュリティポリシーの周知やセキュリティニュースの発行、eラーニングによる情報セキュリティ研修等を通じて継続的な周知を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-5 ①	区分	意見
項 目	固定資産税システム 提供事業者からの活用提案				報告書 ページ 74
措置状況	取組中	所管部課	市民部資産税課		
意見内容	当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。				
措置内容	使用頻度の少ない機能の活用について確認を行いつつ、令和6年7月現在、システムベンダーに対し、改めての操作研修や他の地方公共団体の活用事例の提供を依頼し、これらに対応してもらうことを前提に話を進めている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-5 ②	区分	意見
項 目	固定資産税システム システム改訂時におけるチェック自動化の提案			報告書 ページ	75
措置状況	取組中	所管部課	市民部資産税課		
意見内容	年に2回、それまでのすべての登録情報についてエクセルを使用し90項目のチェックを行っているとのことであったが、意見①の通り未使用の機能でカバー できる項目があるかどうかの検討を行うとともに、システムの改定時にシステムベンダーとチェック項目の共有を行い、システムの機能として実装可能かどうかの検討をすべきである。				
措置内容	未使用の機能によるチェックについて確認を現在取っており、また、令和6年7月現在、システムベンダーに対し、チェック項目の情報共有を行いつつ、次のシステム改定の際における、チェック機能のシステムへの実装の検討を依頼し、これらに対応してもらうことを前提に話を進めている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-6 ①	区分	指 摘
項 目	学校給食費システム 事業者の選定方法について			報告書 ページ	76
措置状況	措置済み	所管部課	教育委員会学事課		
指 摘 内 容	学校給食費の公会計化等に当たり学校給食費の徴収・管理に特化したシステムが採用され、基幹業務系システムの委託先である業者にて実績のある学校給食費システムを選定したとのことであった。しかしながら、システム導入・構築から保守・運用において7年間で36百万円超の契約であり、長期・多額のシステム関連費用が発生すること、学校給食費システムを提供するベンダーは他にも多数存在することを考慮すると、本来は広く事業者を募り、費用面も十分考慮した一般競争入札、または公募型プロポーザルで選定すべきであったと考える。				
措 置 内 容	今後、学校給食費システムの更新はもとより、システム導入・構築等を行うについては、今回の指摘を踏まえる中、一般競争入札や公募型プロポーザルでの選定など、適切に契約を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-7 ①	区分	指 摘
項 目	内部情報系システム 情報セキュリティ内部監査の実施				報告書 ページ 79
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	内部監査を実施する担当課がデジタル推進課であり、自己監査となるため、デジタル推進課が所管するシステムについては情報セキュリティ内部監査の対象としていない。内部監査実施者として、デジタル推進課内の監査対象システム担当者以外の職員、デジタル推進課出身の職員、外部の専門家等を任命し、デジタル推進課主管のシステムについても情報セキュリティ内部監査を実施すべきである（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	令和6年度の内部監査ではデジタル推進課が所管する「統合型及び公開型GISシステム」「内部情報系システム」について、当該システム担当職員以外の課内職員を監査担当として、本年12月までに内部監査を実施する方針である。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-7 ②	区分	意 見
項 目	内部情報系システム 情報セキュリティ対策基準の適用に係る文書化				報告書 ページ80
措置状況	措置済み	所管部課	総務部デジタル推進課		
意 見 内 容	甲府市情報セキュリティ対策基準のなかに「情報システム管理者は、職員等が電子メールの送信等により情報資産を無断で持ち出すことが不可能となるように、必要に応じ、添付ファイルの監視等によりシステム上措置を講じなければならない。」との記載があるが実施していない。内部情報系システムは甲府市にとって重要なシステムであることから、その扱う情報資産については対策基準を適切に適用すべきであるが、代替的な対応によりセキュリティ対応を構築している場合にはその内容を文書化し、取りまとめておくことが望ましい。				
措 置 内 容	電子メールの送信による情報資産のセキュリティ対策については、送信メール等のログの取得・保管による代替的なセキュリティ対応内容を文書化し、令和6年3月に取りまとめた。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-8 ①	区分	意見
項 目	戸籍総合システム 情報システム調達計画の作成			報告書 ページ	81
措置状況	措置済み	所管部課	市民部市民課		
意見内容	本システムの応募期間は約1か月であったが、6か月間は必要であったものである。扱う情報の重要性に加えて、法改正に適時に対応しなければならない状況を踏まえれば、今回の応募期間はやむを得なかったとも評価できるが、今後とも予定される法改正への対応を適正に行うためにも、必要な応募期間を含めた情報システムの調達計画の作成が必要である。				
措置内容	法改正等の内容・規模により必要な期間が異なるため、事前に適当な調達計画を作成することは困難であるが、いただいた意見を踏まえ、今後のシステム更新に当たっては、本システムの目的や性質に合った事業者選定方法を検討するとともに、応募期間にも配慮する中で調達を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-9 ①	区分	意見
項目	固定資産評価システム 提供事業者からの活用提案			報告書 ページ	83
措置状況	取組中	所管部課	市民部資産税課		
意見内容	当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。				
措置内容	使用頻度の少ない機能の活用について確認を行いつつ、令和6年6月にシステムベンダーに対して、改めての操作研修や他の地方公共団体の活用事例の提供を依頼し、これらに対応してもらうこととなっている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-9 ②	区分	指 摘
項 目	固定資産評価システム サーバールームのセキュリティ				報告書 ページ 84
措置状況	措置済み	所管部課	市民部資産税課		
指 摘 内 容	サーバールームの出入りに関しては規定通りに入退室記録が記載されていたが、そもそもサーバを操作する以外の目的での出入りを少なくすることがリスクを減らすことにつながると考えられる。コピー用紙が同ルームに保管され、これを取りに行くための出入りはサーバ操作と無関係である。コピー用紙はサーバールームに保管すべきではない。				
措 置 内 容	サーバールームへの出入りに関しては入退室記録を記載してきたが、サーバを操作する以外の目的での出入りを少なくするため、令和5年度において、サーバールームからコピー用紙を撤去した。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-10 ①	区分	指 摘
項 目	公開型 G I S 情報セキュリティ内部監査の実施				報告書 ページ86
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	内部監査を実施する担当課がデジタル推進課であり、自己監査となるため、デジタル推進課が所管するシステムについては情報セキュリティ内部監査の対象としていない。内部監査実施者として、デジタル推進課内の監査対象システム担当者以外の職員、デジタル推進課出身の職員、外部の専門家等を任命し、デジタル推進課主管のシステムについても情報セキュリティ内部監査を実施すべきである（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	3-3-7①のとおり、令和6年度の内部監査ではデジタル推進課が所管する「統合型及び公開型GISシステム」「内部情報系システム」について、当該システム担当職員以外の課内職員を監査担当として、本年12月までに内部監査を実施する方針である。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-10 ②	区分	指 摘
項 目	公開型 G I S パスワードの変更				報告書 ページ 87
措置状況	措置済み	所管部課	総務部デジタル推進課		
指 摘 内 容	各ユーザー I D は共有 I D として変更はしないが、パスワードも当初通知後変更していないとのことである。共有 I D に係るパスワードであること、不正アクセス防止のため、デジタル推進課は定期的にパスワードを変更し担当者及び承認者（担当課長）に通知する必要がある（2－9 複数システムに共通）。				
措 置 内 容	各主題地図ごとに付与していた承認用・編集用の各パスワードについて、公開型 GIS の管理システムにてパスワードを変更した上、令和6年4月1日付け通知にて各担当課長あてに通知を配布した。次年度以降についても、毎年度各パスワードを変更し、不正アクセス防止のための措置を講じていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-10 ③	区分	意 見
項 目	公開型 G I S 公開する地図情報の検討				報告書 ページ 87
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課		
意 見 内 容	公開する地図情報の範囲について、当初他の市町村等の公開情報を調査し公開する範囲を検討した。その後、本システムで公開されている地図情報毎のアクセス数は把握されているが、市民サービスのより一層の向上を図るために、定期的に他の市町村等の公開情報の状況を調査し、新たな地図情報の公開の必要性を検討することが望ましい。				
措 置 内 容	令和5年度は認定路線網図データ（甲府市道路線情報）を掲載した。令和6年度においては、10月にハザードマップ、年度内に道路台帳図データを公開型GISに掲載する予定であり、引き続き市民サービスの向上に向けた地図情報の公開について調査研究していく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-11 ①	区分	意 見
項 目	長時間労働抑制システム パスワードの使用期間と変更			報告書 ページ	89③
措置状況	措置済み	所管部課	総務部人材マネジメント課		
意 見 内 容	職員の労働時間を管理する管理職の任命期間と パスワードにより本システムにアクセスできる期間は一致することとなる。したがって、本システムを利用する管理職のパスワードについては任命期間内に定期的な変更が励行されるように注意すべきである。				
措 置 内 容	令和6年6月12日付けで、各部局に対してパスワードの変更依頼の通知を発出した。パスワード変更については、国の方針を参考に、他のシステムと同一のパスワードは避け、他者が想像しにくいパスワードに設定することによってセキュリティを担保していく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-11 ②	区分	意見
項 目	長時間労働抑制システム システムの使い勝手及び効果の検証の必要性			報告書 ページ	89④
措置状況	措置済み	所管部課	総務部人材マネジメント課		
意見内容	管理職による労務マネジメントはあくまで各管理職の裁量に任せられているので、導入から3年経過し更新時期を迎えるにあたっては、管理される職員からの意見聴取のほか、管理職からも改善点がないかなどの意見を聴くことで、本システムの効果の検証が十分になされるべきである。また、令和6年3月に本システムの3年間の運用が終了し、更新を迎える際には、全職員の労働時間数について、本システム導入以前と以後での変化を数字で示すことも効果の確認としては必要と考える。				
措置内容	令和2年度と比較し、職員の超過勤務時間が減少していることから、本システムの導入が職員一人一人のタイムマネジメント意識の向上や長時間労働の抑制につながったと考えており、また、内部情報系システムとの連携が必要なこと等を踏まえ、令和6年4月に本システムの更新を行った。 引き続き、管理職、監督職をはじめ、職員一人一人のタイムマネジメントにおける本システムの活用について、職員に啓発を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-11 ③	区分	意見
項目	長時間労働抑制システム システムの設定変更			報告書 ページ	90⑤
措置状況	措置済み	所管部課	総務部人材マネジメント課		
意見内容	令和5年8月1日から、パソコンのロック時間が午後9時30分から午後6時に設定変更されたことは時間外労働を削減する方向として評価される取組であった。今後とも長時間労働抑制に関して改善がなされるようにシステムの設定変更には柔軟に対応すべきである。				
措置内容	今後も長時間労働の抑制に資するよう柔軟かつ効果的なシステム運用を図っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-11 ④	区分	意見
項目	長時間労働抑制システム データ入力の正確性及び出力データの保存			報告書 ページ	90⑥
措置状況	措置済み	所管部課	総務部人材マネジメント課		
意見内容	管理職が課内職員の勤務時間を管理するために出力するデータは文書取扱規程上5年間であるが、職員の長時間労働抑制の検証のためには5年を超えて必要な場合もあるので、情報内容に応じて保存期間の検討はなすべきである。				
措置内容	情報内容に応じた保存期間の検討を行ったうえで、保存期間の延長が必要な文書やデータについては、保存期間の更新について規定する甲府市文書取扱規程に基づく手続きを適正に行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-11 ⑤	区分	意見	
項 目	長時間労働抑制システム 情報資産台帳による保存期間の管理				報告書 ページ	91⑦
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課			
意見内容	各情報システム内のデータの保存期間をどのように扱うかは、各情報システム管理者が担当業務との関係で判断することとなる。この点、各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、保存期間についても同台帳に明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2－9 複数システムに共通）。					
措置内容	令和6年度から資産管理台帳については保存期限を明記するものとする。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-12 ①	区分	意見	
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 本システムの利用率				報告書 ページ	93②
措置状況	検討中	所管部課	総務部人材マネジメント課			
意見内容	令和4年度は目標よりも低い利用件数であったことから、さらに利用件数を伸ばす工夫が必要である。そのために実際に利用する市民からのアンケート調査も検討の余地がある。また、システムの利便性の向上、職員の業務時間短縮及び窓口体制とＩＣＴの活用を連携させたデジタル行政サービスの推進につながる取組の提案を行うことが事業者の業務であることが仕様書上明らかであるので、事業者から導入している他の自治体の取組例などの情報提供を受け、より一層の利便性の向上を目指す必要がある。					
措置内容	事業者から他の自治体の取組例などの情報提供を受け、より一層の利便性の向上と利用者の増加について検討していく。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-12 ②	区分	意 見	
項 目	行政手続きガイドサービスシステム パスワードの管理				報告書 ページ	93③
措置状況	措置済み	所管部課	総務部人材マネジメント課			
意 見 内 容	職員の異動で パスワードが変更されることは確認できたが、1 年ごとの契約更新においてはパスワードの変更がなされていない。そこで、契約年度ごとに変更を行うこともセキュリティ上必要であることから、この点の検討が求められるべきである。					
措 置 内 容	パスワード変更については、国の方針を参考に、他のシステムと同一のパスワードは避け、他者が想像しにくいパスワードに設定することによって、セキュリティを担保していく。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-12 ③	区分	意 見
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 利用率のデータ管理			報告書 ページ	93④
措置状況	措置済み	所管部課	総務部人材マネジメント課		
意 見 内 容	アクセスレポートについては、管理権限を付与された職員2名が取得することができることとなっており、トピックごとのユーザー数・遷移率が月別に表示される。この情報の保存年限は5年であるが、本システムの効果の検証のためには、5年を超えて利用する情報もありうるので、保存年限の検討は5年経過時に行われるべきである。				
措 置 内 容	情報内容に応じた保存期間の検討を行ったうえで、保存期間の延長が必要な文書やデータについては、保存期間の更新について規定する甲府市文書取扱規程に基づく手続きを適正に行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-12 ④	区分	意 見	
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 情報資産台帳による保存期間の管理				報告書 ページ	93⑤
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課			
意 見 内 容	各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、情報資産台帳に保存期間についても明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（２－９ 複数システムに共通）。					
措 置 内 容	3-3-11⑤のとおり、令和6年度から資産管理台帳については保存期限を明記するものとする。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-12 ⑤	区分	意 見
項 目	行政手続きガイドサービスシステム 行政手続のオンライン化への対応と今後の課題			報告書 ページ	94⑥
措置状況	検討中	所管部課	総務部人材マネジメント課		
意 見 内 容	外国人の市民の利用を考慮した外国語による案内は導入の予定がないとのことである。甲府市においても多文化共生社会は無縁でないことから、外国語によるサービス提供が今後の課題になると思われる。				
措 置 内 容	手続きガイドの外国語利用については「多言語オプション」があるが、該当オプションの導入を希望する場合は別途費用が発生することから、他市の利用状況等を調査研究し、導入について検討を行う。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-13 ①	区分	意見
項目	甲府市図書館情報システム 提供事業者からの活用提案			報告書 ページ	95
措置状況	措置済み	所管部課	教育委員会図書館		
意見内容	当該システムは他の地方公共団体でも使用されているものであり、甲府市で活用できていない機能でも他の地方公共団体においては必要としている機能である可能性が高いところ、本市では使用頻度の少ない機能があった。実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。継続的な操作研修や他の地方公共団体の活用事例などをシステムベンダーより提供してもらうことも検討すべきである。				
措置内容	システムベンダーから他の地方公共団体の活用事例などの情報提供を受けるとともに、使用頻度の少ない機能の活用だけでなく、日常業務におけるシステム操作の疑問点・改善手法についても積極的に問い合わせを行い、システム操作方法の習熟に努めることとした。今後も更なる有効活用を図っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-13 ②	区分	意見
項目	甲府市図書館情報システム 蔵書管理の無線ＩＣチップ化			報告書 ページ	96
措置状況	検討中	所管部課	教育委員会図書館		
意見内容	現在、甲府市立図書館ではバーコードによる蔵書管理を行っているが、費用との比較を行い、効率的な無線ＩＣチップによる蔵書管理を行うことを検討すべきである。				
措置内容	令和2年3月に策定した「甲府市立図書館基本計画」において、ICタグを貼付し、蔵書点検の省力化及び自動貸出機の導入について記載しており、研究しているところである。効率的な無線ＩＣチップによる蔵書管理の導入については、図書館サービス全体や導入費用を見るなかで、調査・研究を行っている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-13 ③	区分	意見
項目	甲府市図書館情報システム 貸出履歴等のデータ保存の検討			報告書 ページ	96
措置状況	検討中	所管部課	教育委員会図書館		
意見内容	貸出履歴等のデータの保存については、個人情報やプライバシー、セキュリティに十分な配慮が必要であるが、データの匿名化や個人識別情報の保護、法規制への準拠などの課題を解決した上で、今後検討すべき課題である。				
措置内容	図書館利用者の個人情報やプライバシーの保護を行い、情報の目的外使用や外部への漏出が無いように、システムベンダーと協議しながら必要最小限の情報を必要最短期間の保持に努めている。データについては、それが目的外に使用されたり、外部に漏れたりしないよう、必要な安全対策を十分に整理し、システムベンダーと協議している。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-13 ④	区分	意見
項目	甲府市図書館情報システム 貸出履歴等の統計データとしての積極的な活用				報告書 ページ96
措置状況	検討中	所管部課	教育委員会図書館		
意見内容	図書館における貸出履歴等の統計データの活用は、読書記録の利用者への還元と同様に個人情報保護等の課題もあるが、要望や有用性も高く積極的に行うべきだと考える。				
措置内容	図書館における貸出履歴等の保護や情報セキュリティの保護の観点から、システムベンダーと協議しながら、統計データを活用した利用者への情報還元を検討している。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-13 ⑤	区分	意見
項 目	甲府市図書館情報システム ＩＤ・パスワードの複数人での共有				報告書 ページ 97
措置状況	措置済み	所管部課	教育委員会図書館		
意見内容	監査時に実際に運用されているＩＤとパスワードについて確認したところ、単一のＩＤとパスワードですべての端末にログインしていた事実が判明した。ＩＤ・パスワードを複数人で共有すると、不正アクセスの危険性が上がることや問題が発生した場合の発生箇所の特定制が難しくなるなどの問題が生じる。また、同じアカウントを共有すると、各ユーザーがどの情報や機能にアクセスできるかが不透明になり、セキュリティ管理が難しくなったり、定期的なパスワードの変更が難しくなったりする。本システムで扱う情報の性質（プライバシー及び思想信条の自由に関わる）から、各ユーザーに独自のＩＤを使用し、アクセス権を細かく管理することも検討すべきである。				
措置内容	情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守するなかで、図書館職員に個人別ＩＤとパスワードを付与し、アクセス管理及びセキュリティ管理を強化した。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-14 ①	区分	意見
項目	ホームページコンテンツ管理システム 随意契約における契約金額の検討				報告書 ページ98
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織情報発信課		
意見内容	ホームページの運用・保守業務について、委託先からの見積書の金額に基づき契約を締結しているが、構築業者であるからという理由のみで見積書の価格については十分な検証がされていない。特命随契の場合、競争原理が働かず価格が高止まりする傾向にあることから、やむを得ず特命随契とする場合も委託先に業務の効率化を求める必要がある。特命随契の検討に当たっては、「甲府市ＩＣＴライフサイクルガイドライン」に基づき、複数業者での見積合わせの実施、毎月の作業実績の報告を受け見積値との差異を把握し、差異が大きければ精算処理の検討などを実施することが望ましい。				
措置内容	保守計画書に沿った個々の業務において、着実な運営とシステム稼働を図るなかで、作業等の効率化を求めるとともに、毎月の作業実績の報告を受け、見積値との著しい差異が生じる場合には、精算処理等の検討を行うこととした。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-14 ②	区分	意見
項 目	ホームページコンテンツ管理システム ライフサイクルコストの検討				報告書 ページ 99
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織情報発信課		
意見内容	運用・保守の工程は、情報システムのライフサイクル上、最も長期間に渡る工程であり、この間に必要とされる経費はライフサイクルコストの中で大きな割合を占める場合が多い。したがって、運用・保守に係る経費削減は重要なものとなる。その解決策として、運用・保守の分離調達が考えられる。「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン 実践ガイドブック」（最終改定2023年 3 月31日 デジタル庁）を参考にベンダロックインによる適正な競争を阻害する事態が発生しないよう十分な注意を払い、分離調達のメリットとデメリットを理解し、競争性・透明性を保ちつつ、プロジェクトの規模や性質に合った調達の単位を検討する必要がある。今後、ホームページのリニューアルも検討課題であることから、ライフサイクルコストの削減方法として、開発と運用・保守の分離調達も検討されたい。				
措置内容	今後、ホームページリニューアルを実施する場合には、競争性・透明性を保ちながら、運用・保守経費の削減を図る方法の1つとして、ホームページコンテンツ構築と運用・保守の分離調達が可能か検討した上で実施することとした。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-14 ③	区分	意見
項目	ホームページコンテンツ管理システム 外部委託における契約内容				報告書 ページ 99
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織情報発信課 総務部デジタル推進課		
意見内容	ホームページの運用・保守の外部委託業務について契約内容を確認したところ、「情報セキュリティポリシー」について契約書に明記されていなかった。ホームページの運用・保守業務において委託事業者が機密性の高い重要な情報を扱う場合もあることから、委託業務に係る契約書に情報セキュリティポリシーの遵守を明記するのが望ましい（2-9 複数システムに共通）。				
措置内容	ホームページの運用・保守について、次の契約時には、「情報セキュリティポリシーの遵守」について、契約書に明記することとする。 また、令和5年度中に情報セキュリティ実施手順を策定し、情報システム業務委託の仕様書に「甲府市情報セキュリティポリシーの遵守」を記載することを明記した。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-14 ④	区分	意見
項目	ホームページコンテンツ管理システム 定例会の議事録作成			報告書 ページ	100
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織情報発信課 総務部デジタル推進課		
意見内容	運営支援業務の定例会を年2回定期的に開催しているものの、議事録を作成しておらず、どのような意見交換が行われたかを事後的に検証することができな かった。ホームページの運用・保守において、過去どのような課題があり、委託事業者と共有され、解決が図られたかなどを議事録として残すことで、担当者が替わっても過去の経緯が分かることから、委託事業者との定例会の議事録を作成することが望ましい（2－9 複数システムに共通）。				
措置内容	運営支援業務における年2回の定例会については、令和5年度中より議事録を作成している。また、情報システムに係る委託者との定例会等については、議事録等を記録するよう情報セキュリティ実施手順等に記載していく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-14 ⑤	区分	意見
項目	ホームページコンテンツ管理システム ホームページシステムのリニューアル			報告書 ページ	100
措置状況	検討中	所管部課	市長直轄組織情報発信課		
意見内容	ホームページの閲覧手段がパソコンからスマートフォンに移行しており、デザインや操作性の問題、情報の探しにくさも課題であることから、利用者の利便性向上を図るために適切な時期にホームページをリニューアルすることが望まれる。				
措置内容	ホームページの閲覧手段がパソコンからスマートフォンに移行しデザインや操作性の問題、情報の探しにくさも課題であることは認識している。次期ホームページについては調査研究しており、適切な時期にホームページをリニューアルすることを検討している。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-15 ①	区分	意見	
項目	総合防災情報システム 随意契約方式の適法性				報告書 ページ	102①
措置状況	現状維持	所管部課	市長直轄組織防災企画課			
意見内容	運用保守の業務委託契約が開発業者に複数年にわたって更新されていくことが予想されることから、「甲府市ＩＣＴライフサイクルガイドライン」の基本方針の「ライフサイクルコストの意識」（長期的な視点での費用の削減）や、同じく同ガイドラインに指摘のあるとおり、複数業者での見積合わせの実施、毎月の作業実績の報告を受け見積値との差異を把握し、差異が大きければ精算処理の検討などを実施することが望ましい。したがって、今後とも同一の業者との間で運用保守の業務委託契約がなされるとしても、ガイドラインの指摘する検討が毎年度の更新契約に必要である。					
措置内容	「甲府市ＩＣＴライフサイクルガイドライン」に記載のとおり、毎月の作業実績報告を受けており、更に受託者にヒアリングを行い、委託業務が見積書・仕様書のとおり適切に履行されていることを確認している。今後の契約更新に際しても、ガイドラインに基づき、費用削減に向けた検討を行っていく。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-15 ②	区分	意見
項 目	総合防災情報システム 入力の正確性担保				報告書 ページ 104④イ
措置状況	取組中	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意見内容	避難所における個人情報の入力は手作業なので、誤入力がないかどうかの確認は保存する前に再度確認を行っているとのことであるが、マニュアル等にチェック機能についての記載は存在していない。また、年1回の操作研修及び防災訓練の際にテスト環境で実際に入力を行っているとのことであるが、その際に例えば2人1組で1人は入力、もう1人は確認作業を行うなどの訓練も行うべきである。また、他の自治体で避難所の入力の正確性をどのように担保しているかなどの情報も事前に検討すべきである。				
措置内容	引き続きマニュアルに基づき操作研修や訓練を行い、総合防災訓練参加者の意見を聞く中で適時見直しを行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-15 ③	区分	指 摘
項 目	総合防災情報システム 避難所のパソコンの情報管理			報告書 ページ	105④ウ
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
指 摘 内 容	避難者情報が避難場所に設置されたパソコンに残りうる以上、個人情報保護の観点からは、本システムを管理する防災企画課では避難所で使用される、ないし使用されたパソコンを把握し、さらに避難所開設終了後にはパソコン内に残った避難所情報等のデータは必ず廃棄抹消するようにマニュアル化し、災害対策終了後にはパソコンを管理する者から報告を受けるようにすべきである。				
措 置 内 容	データの削除については、マニュアルに記載した。 災害対策後においては、情報セキュリティポリシーや個人情報保護の観点から適正に処理を行っていく。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-15 ④	区分	意 見
項 目	総合防災情報システム 職員参集機能における対価低減とメールアドレス管理				報告書 ページ 105⑤
措置状況	措置済み	所管部課	市長直轄組織防災企画課		
意 見 内 容	職員参集に関して、電話を使用することはないとのことであるので、電話番号の登録件数50件及び1年で4分間100件の電話通信料分を契約からはずし、運用保守契約の対価の低減の対象となるように工夫すべきである。また、職員のメールアドレスは、参集機能の維持のために運用保守の委託業者に提供されている。したがって、運用保守の委託契約が毎年ごとである以上、1年間の契約終了時には職員のメールアドレスのデータの消去を確認するようにすべきである。				
措 置 内 容	電話発信に関する内容については、確かに現在のところ使用していないが、今後、メール受信ができない場合に補完的に使用することを想定している。 職員の参集用メールアドレスの消去については、令和5年度より報告書を提出してもらい、消去の確認を行っている。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について					
監査年度	令和5年度	番号	3-3-15 ⑤	区分	意 見	
項 目	総合防災情報システム 情報資産台帳と情報の保存期間				報告書 ページ	107⑦
措置状況	取組中	所管部課	総務部デジタル推進課			
意 見 内 容	各情報システムについては、情報システム管理者が情報資産台帳（情報の機密性、完全性、可用性の分類）を作成することになっていることから、情報資産ごとに「甲府市文書取扱規程」に則るなどして、保存期間についても同台帳に明示することが業務の効率性にも資するものと思われる（2－9 複数システムに共通）。					
措 置 内 容	3-3-11⑤のとおり、令和6年度から資産管理台帳については保存期限を明記するものとする。					
措置通知日	令和6年8月27日					

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-16 ①	区分	意見
項 目	地域包括支援センター支援システム 提供事業者からの活用提案				報告書 ページ 113
措置状況	現状維持	所管部課	保健衛生部健康政策課		
意見内容	当該システムは多くの地方公共団体でも使用されているシステムであり、実装されている機能をフル活用することにより、導入目的を効果的かつ効率的に達成することができる。各IDがどの機能を使用しているかのログを取ることができるため、機能の利用状況を分析し、その情報に基づいてシステムに活用することが望ましい。また当該システムの提供事業者である株式会社カナミックネットワーク社からの継続的な活用提案を受けることも検討すべきである。				
措置内容	機能の利用状況の分析については、提供事業者に依頼し確認方法を把握した上で、令和5年12月末時点における各機能の利用状況を確認したところである。活用状況が低調な機能については、本市及び地域包括支援センターにおける運用面の事由があることから、現状の運用を継続することとし、令和6年度以降に必要に応じ、関係職員及び提供事業者の意見を聴く中で、運用面と合わせて機能の活用の是非について検討を行う。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-16 ②	区分	意見
項目	地域包括支援センター支援システム パスワードの変更				報告書 ページ 113
措置状況	措置済み	所管部課	保健衛生部健康政策課		
意見内容	同システムを使用している市内9法人の地域包括支援センターにおいても年度末の人事異動のほか、随時の異動についてもユーザーIDの加除を行い、パスワードについては半年に1回の頻度で変更を行うよう求め、パスワードの変更は各地域包括の事業評価の評価対象になっている。変更の有無の確認は口頭でのみ行っているとのことであるが、確実に変更されていることを確認するために、変更ログを確認するなど、質問以外の手続をとることが望ましい。				
措置内容	パスワードの変更の確認については、令和6年6月に実施した令和5年度地域包括支援センター事業評価において、口頭での確認に加え、変更履歴の確認により把握を行った。				
措置通知日	令和6年8月27日				

監査テーマ	情報システムに関する財務事務の執行について				
監査年度	令和5年度	番号	3-3-16 ③	区分	意見
項 目	地域包括支援センター支援システム 利用終了後のデータ所有及び保管				報告書 ページ 113
措置状況	措置済み	所管部課	保健衛生部健康政策課 総務部デジタル推進課		
意見内容	契約終了後のデータの所有や保管には注意が必要である。そのため事前に契約解除後の新たなシステムへのデータの移行の可否やデータの整合性と完全性のチェック体制、移行可能期間の確認等を確認しておく必要がある（2－9 複数システムに共通）。				
措置内容	令和5年度中に情報セキュリティ実施手順を策定し、業務委託の仕様書に業務終了時の情報資産の返還、廃棄等について記載した。				
措置通知日	令和6年8月27日				